

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会
平成19年度事業計画（案）

1 事業目的

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきた現状や、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能の発揮を巡る国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。

また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

このことから、本協議会は、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」（以下「本対策」という。）を実施することを目的とする。

2 事業内容

農地・水・農村環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号)(以下「要綱」という。)第2の1及び2に示す共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金の実施主体として、共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金を対象活動組織に交付するほか、要綱第2の3に示す農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事業の実施主体として対象活動組織に対する指導を行うなど、本対策の円滑な推進に向け、以下の業務を行う。

- (1) 地域協議会の運営
- (2) 推進・指導
 - ア 活動組織説明会の開催
 - イ 対象活動組織の指導
 - ウ 推進に関する手引きの作成
- (3) 地域活動指針等の作成
- (4) 共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金の交付事務
- (5) 資金の積立て、管理・運用
- (6) その他本対策の円滑な推進に必要な事項

(参考資料)

区 分	対象農用地面積	交 付 額	参 考
共同活動支援 交付金	2.6万 ha 内訳 〔田 1.5万 ha 畑 8万 ha 草地 3万 ha〕	5,852,000 千円	対象活動組織数 489組織
営農活動支援 交付金	3千 ha	200,232 千円	対象活動組織数 51組織 営農活動対象区域 74区域